

## 京都通運株式会社 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子どもが産まれる男女社員へ、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産前産後・育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 公的機関のパンフレットなどを配付・回覧し社員へ再周知
- 令和 5年 4月～ 出産予定の男女社員の他、全社員が利用できる相談窓口の周知

目標2：育児短時間勤務について、小学校就学前まで延長する会社独自の制度の導入。

<対策>

- 令和 5年10月～ 制度の作成・周知
- 令和 6年 4月～ 制度の実施・検証(必要があれば見直しをする。)

目標3：全社員の時間外労働の削減。

<対策>

- 令和 5年 6月～ 時間外労働の実績を把握
- 令和 5年10月～ 計画の作成、周知
- 令和 6年 4月～ 計画の実施・検証(必要があれば見直しをする)